

第1回 宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会会議録

○ 日 時 平成22年3月19日（金） 午後2時～午後2時55分

○ 場 所 宇都宮市役所14C会議室

○ 出席者

〔委員〕大森委員，大山委員，菊地委員，近藤委員，三條委員，千保委員，田中委員，
轟蒔委員，浜野委員，松本委員

（欠席 江連委員，角田委員，河野委員，高梨委員，野澤委員）

〔事務局〕高齢福祉課長，高齢福祉課介護保険担当主幹，高齢福祉課長補佐，
高齢福祉課企画グループ係長，相談支援グループ係長，福祉サービスグループ
係長，高齢福祉課職員2名

○ 傍聴者 無し

○ 会議経過

1 開 会

2 議 事

- ・ 報告事項「第5次高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」の進捗状況について 【資料，別紙に基づき事務局より説明】

○ 発言の要旨

- ・ 田中委員 資料12ページ，認知症サポーター・キャラバンメイトの養成について，認知症サポーターは知っているが，認知症サポーターを養成する講師がキャラバンメイトということは知らなかった。平成21年度までに147人養成したということだが，これは平成21年度だけの養成数なのか，または，19年度から21年度までの累積か。
- ・ 事務局 平成19年度からの累積である。
- ・ 田中委員 キャラバンメイトとは具体的にどのような方々になっていただいているのか。
- ・ 事務局 地域包括支援センター職員やケアマネジャーといった介護保険に関連

のある方々になっていただいている。

- 田中委員 講座の内容だが、実務に関わっている専門職の方に対しスクーリングや講習のようなものを行っているのか。
- 事務局 講座内容は、実際に認知症サポーター養成講座を開催できるよう、グループワークなどにより、修了者が認知症サポーター養成講座の開催に対しより具体的なイメージを持つことができるような内容で実施している。
- 三條委員 私自身もキャラバンメイトとして認知症サポーター養成講座を開催しているが、いつも感じることは、行政の職員がなるべく全員受講していただけたらうれしく思う。また、市議会議員の方々にも認知症というものを理解していただけたらと感じている。現に、さくら市などでは市長をはじめ市議会議員全てが受講済みだそうなので、宇都宮市は頑張っているし、地域包括支援センターも少しずつ動き始め、小さくてもよいので開催しましょうということでやっています。地域包括支援センターからも介護者の会に対し、家族が認知症になったときの体験談を話してほしいとの依頼があり、講座を開いているので、ぜひ受講いただけるとうれしい。前回、市の職員向けに開催したときは受講者が少なかったもので、夜間など受講しやすい時間に開催すれば、より多くの職員に受講いただけるのではないかと思う。
- 大森委員 今は、事業者や企業などでまとまって参加してくれるところもある。
- 三條委員 今、ごく小さいところからやり始めている。
- 大森委員 三條委員からの要望がありましたので、ぜひご検討いただきたい。
- 三條委員 資料8ページ、ウ「啓発活動の推進」の説明のなかで、事業所訪問員を

新たに配置しとのことだが、具体的にはどのような内容なのか。

- ・ 事務局 具体的な内容としては、みやシニア活動センターの2名の職員が事業所を訪問し、退職間際の方にセンターを利用していただき、退職後の生活について考えていただくよう、センター利用のPRを実施した。

- ・ 三條委員 資料7ページの「団塊・シニア世代対策の推進」としていろいろな事業に取り組まれているが、自分自身NPOの立ち上げなどいろいろなことに携わっているので、講演を頼まれることがある。この際、働きたいという団塊の世代のひとたちが受講に来た時に、講座を受ければ失業保険をもらえるという理由で受講しに来ている方もいるという話を聞いたことがあるが実際にそのような事例があるか伺いたい。また、相談体制が総合福祉センター内に設置されたが、どれくらいの方が聞きに来ているのか伺いたい。

- ・ 事務局 講座受講のきっかけについては、受講者それぞれの事情によるので失業保険をもらうために来ている方であるがどうかといったことで選別をするということはしていない。実際、どのようなきっかけで受講しに来たのかといったところまで深くは聞かず、広く門戸を広げて取り組んでいるところである。また、講座の受講動機についても、働きたいという方もいれば、地域でなにかやりたいという思いを持ちながら来る方など様々である。

次に、相談者数については、今年度は2月末現在、約100名だが、講座等を含め、全体としては約500名の方々に利用いただいている。

- ・ 三條委員 認知症サポーター養成講座をやりながら、地域での「見守り支援」も必要といつも感じている。厚生労働省が「生活支援サポーター」を養成しようとしているが、宇都宮市ではどのようなになっているのか。事業に対しては、単年度で国からお金がでるようになっており、先日、生活支援サポーターを養成する講師になるための研修を三日間かけて勉強して

きたが、宇都宮市の考え方が見えないと動きようがなくなってしまう。認知症の高齢者が増え続けている。そうすると地域で見守らないと支えきれないという思いがある。

- ・ 浜野委員 生活支援サポーター養成講座というのは、あくまでもその市町が国に対し事業申請を行うことで国の10/10の補助を受け、事業を実施するものであるが、栃木県の場合でいうと、いまのところまだ2箇所のみで留まっている。栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会としても、県内のいくつかの市町に投げかけをしているが、講座講師の養成研修の問題があり、講師になるためには長い講座を受講しなければならない、学校など様々なところで勉強しなければならない点や、地域包括支援センター独自で実施しようとする場合、実施することはできるがそれなりの準備や人員が必要になってくる。また、宇都宮市の地域包括支援センターでいうと、生活支援サポーターの養成は、機能強化という事業に該当すると思われるが、この生活支援サポーターの養成という項目についてはまだ入っていないというのが現実である。三條委員のお話を受けて、事務局のほうも、事業の趣旨を理解していただけたかも知れないが、栃木県としては、実際に実施していただけるところがなかなかみつからないということで苦慮している現状である。

- ・ 大森委員 「生活支援サポーター」は、「認知症サポーター」とは異なるのか。

- ・ 浜野委員 異なる。生活支援サポーターは、見守りネットワークに関わりのある民生委員など、一般の方々にその講座に参加していただき、サポーターになっていただく制度である。

- ・ 大森委員 生活支援サポーターの方々が地域で活躍すれば、地域での見守り役が果たせるということで、認知症サポーターとの二重構造になっているということだと思う。

- ・ 三條委員 その通り。だから生活支援サポーターの養成講座をきっかけとしてその方の意識が変わり、自分たちの地域は自分たちで守らなければならないという方向にもっていかなければならないということが、この事業の趣旨である。
- ・ 大森委員 そうなると町内会の活動が重要になってくる。
- ・ 三條委員 生きがい対応型デイサービス事業について、いま他市ではサロン形式が増えてきているが、宇都宮市としては現在の事業のままでよいと考えるのか、これからはサロン形式を作っていきたいと思っているのか、このあたりの方向性がよく見えない。
- ・ 事務局 現在、宇都宮市では、自分で比較的動ける方については、市内全5館の老人福祉センターで、高齢者の方々が集う場所の提供を行っている。このため、事業としては、生きがい対応型デイサービスと老人福祉センター事業との2本立てで進めているところである。
- ・ 田中委員 別紙4ページの「高齢者等ホームサポート事業」について、資料を読んでも事業内容がよくわからない。たとえば、平成20年度では、登録者数587人となっているが、具体的な内容の記載のなかで、介護保険における訪問介護サービスで対応できるものを除いた、軽易な日常生活の支援を行う、となっているが、この具体的な内容について伺いたい。
- ・ 事務局 介護保険の訪問介護で適用できる範囲は、通常生活している場の清掃や家事であるが、介護保険の訪問介護では提供できない窓拭きや草むしりなどのサービスについて、介護保険の認定を受けている方を対象にサービスを提供するものである。

 ホームヘルパーの方で制度上手を出せない部分だが、本人が生活するうえで必要な部分について支援をするための事業で、平成20年度の登録は、587人であった。

- ・ 田中委員 すると、サービスを受けた人が 587 人ではなく、このサービスを提供する方が 587 人ということか。
- ・ 事務局 宇都宮市が、事業の利用を認めた方が 587 人ということである。
- ・ 田中委員 具体的に、そのサービスは誰が提供するのか。
- ・ 事務局 宇都宮市シルバー人材センターへ委託している。
- ・ 田中委員 宇都宮市からシルバー人材センターに対し、内容に応じてそれなりの対価を支払っているということか。
- ・ 事務局 シルバー人材センターと、時間当たりの単価契約を結んでおり、本人からは 1 割の自己負担を徴し、残りの 9 割を宇都宮市が補助するという関係になっている。
- ・ 松本委員 資料 8 ページ記載の協働事業提案制度を活用した事業の実施について、「石蔵さろん」とあるが、この協働事業提案制度とはどのような内容なのか。また、資料 1 3 ページの、認知症モデル事業の中にある「地域資源マップ」の進捗状況について伺いたい。
- ・ 事務局 協働事業提案制度については、みんなでまちづくり課の事業であり、NPOなどと協働して出来る事業について募集を行い、いくつかの提案の中から選定し、協働事業として実施するもので、本年度は高齢福祉課のみやシニア活動センター事業の取組みが選ばれ、事業を実施しているところである。

次に、地域資源マップの作成についてであるが、モデル事業は 2 か年の事業であることから、どのようなマップがよいのかといったことを検討している状況である。

- ・ 大森委員 資料 1 3 ページ，ウの県モデル事業の活用であるが，栃木県では認知症対策推進会議を設置し様々な事業を実施している。
このうち，認知症地域支援体制構築等推進事業のモデル地域として 21・22 年度に渡って宇都宮市が選ばれ活動しているが，先ほどの地域資源マップもこの活動のひとつである。そこで，今回，モデル地区となった横川，古里，西・桜地区については，おそらく特性があって選ばれたと思うので，その特性について説明願いたい。

- ・ 事務局 モデル事業を進めるにあたり，事業対象エリアを市域全体とするか，いくつか地域を選び重点的に実施するのかということについて庁内で議論を重ねた結果，地域のなかで関係機関の濃密な連携を築くためには，地域を絞って実施したほうがよいと判断し，3つの地区を選んだところである。今回の3地区については，主に高齢化率，地域の状況などを加味し選定したところである。高齢化率については，横川地区が一番低く，古里地区が平均的になっており，西・桜地区の中心市街地が最も高くなっている。また，宇都宮市の特徴として，中心市街地があり周りに商業地や住宅地が形成され，さらにその周囲に農村部があるということで，西・桜地区が中心市街地，古里地区が農村部，横川地区が周辺部の商業地域・住宅地が混在している地区ということで，本市の特徴を表わす地区ということで3地区を選びモデル事業を実施しているところである。

- ・ 大森委員 「石蔵さろん」とは実際にどのような活動を行っているのか。

- ・ 事務局 もともとは大谷石の蔵が清原地区にあり，これまでは納屋として利用されていたものをイベントができるよう改装し，地域の方々が集まりカフェや演奏会を開催したり，ボランティアの方が集まり各種事業を行うなどといったような取組みをしているところである。

- ・ 松本委員 地域の居場所的なものですね。

- ・ 大森委員 昔のあつまり場所のようなものですね。
- ・ 事務局 協働事業提案制度は、みんなでまちづくり課の所管であるが、今年度は1団体を広報紙等に掲載し募集をしたところである。平成22年度についても、予算の範囲内で募集を行うと思うので、申し込みを希望される場合は、広報紙等で確認いただきたい。なお、募集するテーマは年度で異なる。
- ・ 千保委員 資料3ページの認定率と資料10項の認定者数について伺いたい。例えば、資料3項記載の認定率について、改正介護保険法以前は認定率は増加傾向にあったが、現在は非常に落ち着いてきている訳であるが、これは第1号被保険者の方々が非常に元気になったということなのか、あるいは元気な方が増えたのか、認定のあり方が変化したので平成20年度が下がっているということなのか伺いたい。
- ・ 田中委員 千保委員の質問について医師会を代表し説明するが、介護保険の認定方法の変更があり微調整が行われたが、結果として認定されてしかるべき者が非該当になったり、あるいはいままで要介護3だった方が結果として要介護2や要介護1に認定されるといったことがあり全国的に問題となった。
これを受け厚生労働省で検証し、昨年10月に介護認定の方法が変更になり、結果として医師会も満足、国民も満足という方向に修正されたと思う。結果として認定のばらつきもなくなり、適正な認定に向かっていく、もちろん完璧ということはないが、ルールに沿った適切な介護認定に改善されたと思っている。今回の資料については、この変更の内容がまだ資料には反映されていないと考える。現状は以前より改善されていると医師会としても満足できるレベルになっていると今は考えている。
- ・ 千保委員 要介護認定率が下がるということは、逆に特定高齢者が増えるという

ことなのか。

・ 事務局

特定高齢者数については、今年度、国が把握の仕方を見直し、これまで特定高齢者として位置づけられていた方であっても、介護予防事業に参加しない方などを除外し、必ず今年度中に基本チェックリストや生活機能評価を受け直し、その結果、改めて特定高齢者となった方を位置づけるように変更したため、特定高齢者数自体は減っている。

ただし、事業参加者については、資料にあるように通所型介護予防事業などにおいて着実に増えている。

認定率が徐々に下がっているということは、平成18年の介護保険法の改正に伴い、介護予防事業を行政も力を入れており、こうした介護予防の効果もでていると思われる。

・ 近藤委員

特定高齢者把握事業について、8万2千人を対象にチェックリストを実施することに対しては、送料や手間、人件費を考えたときに、結果として特定高齢者数が300人、高齢者数に対する把握率では0.3%のために、地域包括支援センターが訪問を行っているが、果たしてそれだけの効果があるのかどうか疑問である。

・ 事務局

費用対効果という観点から考えれば、若干の疑問はあるかも知れないが、やはり、ひとりでも多くの方に元気になっていただきたい、健康を維持していただきたい、そのために地域包括支援センターの方々をお願いして事業を実施しているところであり、この目的のために頑張っているということをご理解いただきたい。

・ 大森委員

介護予防事業の有効性の検討というのはなかなか困難だと思う。有効性を確認するのであれば、特定高齢者という母集団が2つ選ばれ、一方はなにもしない人、一方は予防活動をした人に区分し、3年後どのような変化があったのか、といった調査をしなければ本当の効果というものは評価できない。仮に、一人ひとり进行评估すれば、なかには効果がある

という意見の方もいるであろうし、全く効果はないと評価する方もいる。
従って、効果というものを判断することは難しい。

ただし、介護予防という活動自体はやはりどんどんやっていただきたいと思う。

3 その他

4 閉 会